

人事委員会 年報

平成30年度

堺市人事委員会

目 次

第1	委員会	1
1	委員	1
2	平成30年度の開催状況	1
3	委員会の審議内容	1
第2	事務局	11
1	組織	11
2	事務分掌	11
3	予算	12
第3	職員の任用	13
1	採用	13
2	昇任	17
第4	職員の給与等に関する報告及び勧告	18
第5	条例の制定、改廃に対する意見	21
第6	公平審査等	23
1	勤務条件に関する措置の要求の状況	23
2	不利益処分に関する審査請求の状況	23
3	苦情処理	24
第7	職員団体の登録	25
第8	労働基準監督機関としての職権行使等	26
1	労働基準法の号別区分	26
2	職権行使状況	27
第9	人事委員会規則の制定、改廃	28

第1 委員会

1 委員

職名	氏名	任期	備考
委員長	南 輝雄	平成28年1月6日から 平成32年1月5日まで	弁護士 再任（委員就任 H20.1.6 委員長就任 H25.1.7）
委員 （委員長職務代理者）	前田 寛司	平成30年1月6日から 平成34年1月5日まで	会社社長 再任（当初就任 H22.1.6）
委員	酒井 貴子	平成29年1月6日から 平成33年1月5日まで	大学教授 再任（当初就任 H25.1.6）

2 平成30年度の開催状況

開催年月	定例会	臨時会	計
平成30年4月	2		2
5月	2		2
6月	2		2
7月	2	1	3
8月	3	1	4
9月	3		3
10月	2		2
11月	2		2
12月	2		2
平成31年1月	1		1
2月	3	1	4
3月	4		4
合計	28	3	31

3 委員会の審議内容

平成30年度における本委員会の議事は、次のとおりである。

	開催年月日	議 題 等
第1回 定例会	H30.4.13	議 案 1 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度）の実施について 2 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職）の実施について 3 平成30年度堺市職員職種変更試験の実施について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 協 議

		<p>1 勤務条件に関する措置の要求について 平成28年(措)第2号事案</p> <p>2 不利益処分についての不服申立てについて 平成27年(不)第2号事案</p> <p>3 不利益処分についての審査請求について 平成29年(審)第1号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用試験の実施通知について</p> <p>その他</p>
第2回 定例会	H30.4.23	<p>議 案</p> <p>1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づく採用の承認について</p> <p>協 議</p> <p>1 勤務条件に関する措置の要求について 平成28年(措)第2号事案</p> <p>2 不利益処分についての不服申立てについて 平成27年(不)第2号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について</p> <p>2 平成30年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第3回 定例会	H30.5.9	<p>協 議</p> <p>1 勤務条件に関する措置の要求について 平成28年(措)第2号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 平成29年(審)第2号事案</p> <p>その他</p>
第4回 定例会	H30.5.29	<p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 平成29年(審)第1号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第5回	H30.6.6	<p>議 案</p>

定例会		<p>1 平成30年度堺市職員採用試験（高校卒程度）の実施について</p> <p>2 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職等）の実施について</p> <p>3 平成30年度堺市職員採用選考（職務経験者）の実施について</p> <p>4 平成30年度堺市職員職種変更試験の実施について</p> <p>5 堺市職員採用選考（学校事務職員）実施基準の一部改正について</p> <p>6 平成30年民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査の実施について</p> <p>7 平成28年（措）第2号事案の判定について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 平成29年（審）第1号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 平成29年（審）第2号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用試験の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>4 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施通知について</p> <p>5 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則に基づく報告について</p> <p>6 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>その他</p>
第6回定例会	H30.6.29	<p>議 案</p> <p>1 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【特別枠】））第一次試験面接試験受験対象者の決定について</p> <p>2 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度）等における事務取扱いについて</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 平成29年（審）第1号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 平成29年（審）第2号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施通知について</p>

		<p>2 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第7回 定例会	H30.7.13	<p>議 案</p> <p>1 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【一般枠】））第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【特別枠】））第一次試験合格者の決定について</p> <p>3 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（土木（農学・造園を含む。）、建築、機械、電気、化学））第一次試験合格者の決定について</p> <p>4 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職）第一次試験合格者の決定について</p> <p>5 平成30年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について</p> <p>6 平成29年（審）第1号事案の判定について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての不服申立てについて 平成27年（不）第2号事案</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>
第8回 臨時会	H30.7.23	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について</p> <p>その他</p>
第9回 定例会	H30.7.27	<p>議 案</p> <p>1 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【特別枠】））第一次試験合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度堺市職員採用選考（任期付職員）の実施について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての不服申立てについて 平成27年（不）第2号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 平成29年（審）第2号事案</p> <p>3 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第10回	H30.8.6	協 議

定例会		<p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>その他</p>
第11回定例会	H30.8.17	<p>議案</p> <p>1 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【一般枠】））第二次試験合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（土木（農学・造園を含む。）、建築、機械、電気、化学））最終合格者の決定について</p> <p>3 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職）最終合格者の決定について</p> <p>4 平成30年度堺市職員職種変更試験第二次試験の合否判定について</p> <p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用試験の実施結果について</p> <p>その他</p>
第12回臨時会	H30.8.23	<p>議決</p> <p>1 条例案に対する意見について</p> <p>協議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 平成29年（審）第2号事案</p> <p>報告</p> <p>1 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>その他</p>
第13回定例会	H30.8.30	<p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第14回定例会	H30.9.7	<p>議案</p> <p>1 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【一般枠】））最終合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務【特別枠】））最終合格者の決定について</p> <p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規</p>

		定による採用選考の実施結果について その他
第15回 定例会	H30.9.11	議決 1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任 選考の実施について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第16回 定例会	H30.9.21	議 案 1 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職等）の実施について 2 堺市職員の任用に関する規則第40条第2項に規定する条件付 採用期間の延長の承認について 3 職員の給与等に関する報告及び勧告について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 平成29年（審）第2号事案 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規 定による採用選考の実施通知について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規 定による昇任選考の実施通知について 3 職員団体登録事項変更届出について 4 不利益処分該当事象について その他
第17回 定例会	H30.10.5	議 案 1 平成30年度堺市職員採用試験（高校卒程度）第一次試験合格 者の決定について 2 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職等）第一次試験合 格者の決定について 3 平成30年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定につ いて 4 平成30年度堺市職員採用選考（職務経験者）第一次試験合格 者の決定について 協 議 1 不利益処分についての不服申立てについて 平成27年（不）第2号事案 報 告 1 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定 に基づく報告について

		その他
第 18 回 定例会	H30. 10. 24	協 議 1 不利益処分についての審査請求について 平成 29 年（審）第 2 号事案 報 告 1 不利益処分該当事象について その他
第 19 回 定例会	H30. 11. 8	議 案 1 平成 30 年度堺市職員採用試験（高校卒程度）最終合格者の決定について 2 平成 30 年度堺市職員採用選考（資格免許職等）最終合格者の決定について 3 平成 30 年度堺市職員採用試験（任期付職員）の実施について 4 平成 30 年度堺市職員採用選考（任期付職員）の実施について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用選考の実施通知について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施通知について その他
第 20 回 定例会	H30. 11. 26	議 案 1 平成 30 年度堺市職員採用選考（職務経験者（事務））第二次試験合格者の決定について 2 平成 30 年度堺市職員採用選考（職務経験者（土木、設備、社会福祉））最終合格者の決定について 3 平成 30 年度堺市職員採用選考（任期付職員）合格者の決定について 4 平成 30 年度堺市職員職種変更試験の実施について 5 堺市職員の任用に関する規則第 40 条第 1 項に規定する条件付採用期間の再延長の承認について 6 条例案に対する意見について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 平成 29 年（審）第 2 号事案 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用試験の実施結果について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施結果について

		<p>3 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第 21 回 定例会	H30. 12. 4	<p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての不服申立てについて 平成 27 年（不）第 2 号事案</p> <p>2 不利益処分についての審査請求について 平成 29 年（審）第 2 号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第 22 条の規定による採用報告について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則第 26 条の規定による選考合格者名簿からの削除について</p> <p>3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>4 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>その他</p>
第 22 回 定例会	H30. 12. 21	<p>議 案</p> <p>1 平成 30 年度堺市職員採用選考（職務経験者（事務））最終合格者の決定について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則第 40 条第 2 項に規定する条件付採用期間の再延長の承認について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 平成 29 年（審）第 2 号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>
第 23 回 定例会	H31. 1. 25	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第 40 条第 1 項に規定する条件付採用期間の再延長の承認について</p> <p>協 議</p> <p>1 不利益処分についての審査請求について 平成 29 年（審）第 2 号事案</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 4 条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>

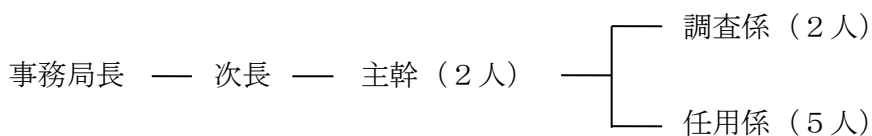
第24回 定例会	H31.2.1	議 案 1 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職等）第一次試験合格者の決定について 2 平成30年度堺市職員採用試験（任期付職員）第一次試験合格者の決定について 3 平成30年度堺市職員採用選考（任期付職員）第一次試験合格者の決定について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施結果について 2 「堺市職員の子育て・女性活躍支援プラン」の策定について 3 平成31年度人事委員会の予算（案）について その他
第25回 臨時会	H31.2.7	議 案 1 平成31年度堺市職員採用試験に係る採用計画の決定について 2 平成31年度堺市職員採用試験（大学卒程度）の実施について 3 条例案に対する意見について その他
第26回 定例会	H31.2.15	議 案 1 平成31年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について 2 平成29年（審）第2号事案の判定について その他
第27回 定例会	H31.2.22	議 案 1 平成30年度堺市職員採用選考（資格免許職等）最終合格者の決定について 2 平成30年度堺市職員採用試験（任期付職員）最終合格者の決定について 3 平成30年度堺市職員採用選考（任期付職員）最終合格者の決定について 4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定に基づく採用の承認について 5 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期の更新の承認について 報 告 1 不利益処分該当事象について その他
第28回 定例会	H31.3.6	議 案 1 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について

		<p>2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定に基づく任期の更新の承認について</p> <p>報 告</p> <p>1 職員からの苦情相談に関する規則第6条の規定に基づく苦情相談の報告について</p> <p>その他</p>
第29回 定例会	H30.3.13	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員の任用に関する規則第15条の規定に基づく採用選考の実施について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任選考の実施について</p> <p>協 議</p> <p>1 職員の時間外勤務時間の規制に係る人事委員会規則の制定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施結果について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>3 職員団体登録事項変更届出について</p> <p>その他</p>
第30回 定例会	H30.3.25	<p>議 案</p> <p>1 堺市職員昇任選考基準の一部改正について</p> <p>2 堺市職員の時間外勤務に関する規則の制定について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による採用選考の実施通知について</p> <p>2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>その他</p>
第31回 定例会	H31.3.29	<p>議 案</p> <p>1 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>報 告</p> <p>1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第4条の規定による昇任選考の実施結果について</p> <p>2 不利益処分該当事象について</p> <p>その他</p>

第2 事務局

1 組織（平成30年4月1日現在）

事務局（11人）



2 事務分掌（平成30年4月1日現在）

〈調査係〉

- 1 人事委員会の会議に関する事。
- 2 人事に関する統計報告に関する事。
- 3 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関する事。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関する事。
- 5 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関する事。
- 7 給与の支払の監理に関する事。
- 8 分限及び懲戒に関する事（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 9 勤務条件の措置要求に関する事。
- 10 不利益処分についての審査請求に関する事。
- 11 職員の苦情の処理に関する事。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- 13 職員の退職管理に係る任命権者からの報告等に関する事。
- 14 管理職員等の範囲に関する事。
- 15 職員団体の登録に関する事。
- 16 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
- 17 公印の管理に関する事。
- 18 事務局の人事、予算及び決算に関する事。
- 19 事務局の庶務に関する事。

〈任用係〉

- 1 人事記録の管理に関する事。
- 2 競争試験及び選考に関する事。
- 3 条件付採用及び臨時的任用に関する事。
- 4 研修及び勤務成績の評定についての調査研究に関する事。

3 予算

平成31年度予算

単位：千円

科目	予算額
人事委員会費	124,750
報酬	3,754
給料	45,803
職員手当等	43,244
賃金	4,270
報償費	29
旅費	1,084
需用費	3,271
役務費	4,575
委託料	12,753
使用料及び賃借料	3,949
備品購入費	0
負担金補助及び交付金	2,018

第3 職員の任用

1 採用

(1) 試験及び選考の実施日程

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日
大学卒程度	事務【一般枠】	H30.5.7 ～5.25 (原則、インターネット)	H30.6.24	H30.7.13	H30.7.22、 7.30～8.3	H30.8.25 ～8.26	H30.9.7
	事務【特別枠】		H30.6.24、 7.7 ※1	H30.7.13 ※2	H30.7.22、 8.11～8.12		H30.9.7
	土木（農学・造園を含む。）		H30.6.24	H30.7.13	H30.7.22、 8.4～8.5		H30.8.17
	建築						
	機械						
	電気						
	化学						
社会福祉							
心理							
薬剤師							
高校卒程度（事務）		H30.8.13 ～8.31 (原則、インターネット)	H30.9.23				H30.11.9
司書							
学芸員〈考古学〉			H30.10.5	H30.10.14、 10.28			
学芸員〈歴史・美術工芸品等〉							
保健師							
保育教諭							
身体障害者を対象とした事務							

試験区分		受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	第二次試験日	第三次試験日	最終合格発表日			
職務経験者	事務	H30. 7. 9 ～7. 27 (原則、インターネット)	H30. 9. 23	H30. 10. 5	H30. 10. 14、 11. 10～11. 11	H30. 12. 8 ～12. 9	H30. 12. 21			
	土木					/	/	/	/	
	設備									H30. 11. 26
	社会福祉									
保育教諭（任期付職員）		H30. 9. 3 ～9. 21 (原則、インターネット)	H30. 10. 14	/	/	/	H30. 11. 26			
管理栄養士			H31. 1. 20	H31. 2. 1	H31. 1. 20、 2. 9	/	H31. 2. 22			
保育教諭（任期付職員）			H31. 1. 20、 2. 9	/	/	/	H31. 2. 22			
事務A（任期付短時間勤務職員）		H30. 12. 3 ～12. 21 (原則、インターネット)	H31. 1. 20	H31. 2. 1	H31. 2. 9、 2. 10	/	H31. 2. 22			
事務B（任期付短時間勤務職員）										
事務C（任期付短時間勤務職員）										
事務D（任期付短時間勤務職員）										
司書（任期付短時間勤務職員）										

※1 「平成 30 年 7 月豪雨」による交通機関の影響を考慮し、平成 30 年 7 月 22 日にも面接試験を実施。

※2 上記別日程での受験者の合格発表は平成 30 年 7 月 27 日に実施。

(2) 試験及び選考の実施結果

○平成30年6月実施分

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争倍率	
大学 卒 程 度	事務 【一般枠】	40名程度	759 (473/280)	431 (275/153)	258 (172/84)	223 (144/78)	42 (18/24)	10.3倍
	事務 【特別枠】	13名程度	296 (168/127)	157 (85/71)	57 (30/27)	52 (28/24)	15 (5/10)	10.5倍
	土木 (農学・造園を含む。)	15名程度	62 (51/11)	32 (27/5)	25 (22/3)	23 (20/3)	15 (13/2)	2.1倍
	建築	若干名	27 (15/12)	18 (9/9)	15 (7/8)	11 (5/6)	2 (1/1)	9.0倍
	機械	若干名	12 (10/2)	8 (7/1)	7 (7/0)	7 (7/0)	3 (3/0)	2.7倍
	電気	6名程度	19 (18/1)	8 (8/0)	7 (7/0)	7 (7/0)	5 (5/0)	1.6倍
	化学	若干名	30 (25/5)	18 (15/3)	7 (7/0)	7 (7/0)	1 (1/0)	18.0倍
社会福祉	5名程度	66 (34/31)	40 (21/19)	26 (14/12)	25 (14/11)	7 (3/4)	5.7倍	
心理	若干名	19 (5/14)	14 (4/10)	7 (4/3)	6 (3/3)	1 (1/0)	14.0倍	
薬剤師	3名程度	10 (1/9)	8 (1/7)	6 (1/5)	6 (1/5)	4 (1/3)	2.0倍	

※ () 内は、男性/女性の内訳。申込時の性別の記載は任意のため、全体の人数と一致しない場合がある。

※大学卒程度（事務【特別枠】）の第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数

※大学卒程度（事務【一般枠】）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：87名（43名/44名）、第三次試験受験者数：69名（37名/32名））

○平成30年9月実施分

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争倍率	
高校卒程度(事務)	若干名	87 (47/36)	58 (35/21)	5 (2/2)	4 (-/-)	1	58.0倍	
司書	若干名	58 (7/48)	46 (6/37)	9 (1/8)	9 (1/8)	1	46.0倍	
学芸員(考古学)	若干名	38 (20/17)	26 (14/11)	6 (3/2)	4 (-/-)	1	26.0倍	
学芸員 (歴史・美術工芸品等)	若干名	53 (21/32)	39 (19/20)	14 (10/4)	10 (6/4)	2 (1/1)	19.5倍	
保健師	5名程度	78 (3/74)	54 (3/50)	18 (1/17)	16 (1/15)	7 (0/7)	7.7倍	
保育教諭	11名程度	123 (12/109)	97 (8/88)	40 (6/34)	31 (4/27)	13 (1/12)	7.5倍	
身体障害者を 対象とした事務	若干名	10 (6/4)	9 (5/4)	7 (4/3)	7 (4/3)	2 (1/1)	4.5倍	
職務 経 験 者	事務	10名程度	859 (614/232)	540 (389/143)	79 (66/11)	74 (61/11)	10 (10/0)	54.0倍
	土木	10名程度	103 (99/3)	65 (62/3)	31 (30/1)	28 (27/1)	9 (8/1)	7.2倍
	設備	6名程度	73 (72/1)	51 (51/0)	30 (30/0)	26 (26/0)	6 (6/0)	8.5倍
	社会福祉	3名程度	123 (71/51)	92 (54/37)	24 (16/8)	22 (15/7)	3 (1/2)	30.7倍

※()内は、男性/女性の内訳。申込時の性別の記載は任意のため、全体の人数と一致しない場合がある。

※第二次試験受験者に「性別を記載していない受験者」を含む場合は、性別の内訳は記載していない。

また、最終合格者数が1名の場合は性別の内訳は記載していない。

※職務経験者(事務)は第三次試験を実施

(第二次試験合格者数:26名(20名/6名)、第三次試験受験者数:26名(20名/6名))

○平成30年10月実施分

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争倍率
保育教諭 (任期付職員)	若干名	4 (1/3)	1	-	-	1	1倍

※()内は、男性/女性の内訳。

※全体の人数が1名の場合は、性別の内訳は記載していない。

○平成31年1月実施分

試験区分	採用予定 人数	申込者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争倍率
管理栄養士	若干名	79 (3/76)	36 (0/36)	8 (0/8)	8 (0/8)	1 (0/1)	36.0倍
保育教諭 (任期付職員)	4名程度	14 (0/14)	10 (0/10)	-	-	7 (0/7)	1.4倍
事務A (任期付短時間勤務職員)	若干名	9 (1/8)	8 (1/7)	7 (1/6)	7 (1/6)	1 (0/1)	8.0倍
事務B (任期付短時間勤務職員)	若干名	3 (0/3)	3 (0/3)	3 (0/3)	3 (0/3)	1 (0/1)	3.0倍
事務C (任期付短時間勤務職員)	7名程度	23 (3/17)	16 (3/12)	15 (3/11)	14 (2/11)	7	2.3倍
事務D (任期付短時間勤務職員)	5名程度	16 (9/7)	12 (6/6)	10 (6/4)	9 (5/4)	5 (2/3)	2.4倍
司書 (任期付短時間勤務職員)	8名程度	29 (6/22)	24 (5/18)	18 (2/15)	17 (2/14)	9	2.7倍

※（）内は、男性/女性の内訳。申込時の性別の記載は任意のため、全体の人数と一致しない場合がある。

※第二次試験受験者に「性別を記載していない受験者」を含む場合は、性別の内訳は記載していない。

※保育教諭（任期付職員）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数

○その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人 数
局 長 級	1
部 長 級	1
課 長 級	1
課長補佐級	1
計	4

2 昇任（任命権者に委任しているものを除く。）

(1) 選考の実施結果

職務の級	人 数
局 長 級	4
部 長 級	17
課 長 級	57
計	78

第4 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

平成30年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 平成30年10月4日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

平成30年4月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を行った。民間従業員については、平成30年5月から6月にかけて、企業全体の従業員数が50人以上、かつ、事業所の従業員数が50人以上である264事業所を母集団として、そのうちの86事業所を無作為に抽出して調査を行った。

(調査完了事業所72事業所、調査完了率(注)86.7%)。

(注) 抽出した86事業所から、事業所規模が対象外の3事業所を除く83事業所に占める調査完了事業所の割合

② 比較の結果

ア 月例給（本市職員と民間従業員の平成30年4月分の給与をラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
392,518 円	391,903 円	615 円 (0.16%)

(注1) 民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は42.1歳、平均勤続年数は17.7年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と、民間事業所において平成29年8月から平成30年7月までの1年間に支給された特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.46 月分	4.40 月分	0.06 月

(3) 給与の改定等

① 給料表

- ・近隣の他政令指定都市等と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられること及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を重点的に引き上げることが適当
- ・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。再任用職員の給料月額については、本年の人事院勧告において再任用職員の給料

月額改定が行われたことも踏まえて改定することが適当

[実施時期] 平成 30 年 4 月

② 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を引き上げる。

(4.40 月分 → 4.45 月分。勤勉手当に配分)

[実施時期] 平成 30 年 12 月

(注) 勤告月数は、国と同様に、小数第 2 位を 2 捨 3 入・7 捨 8 入し、0.05 月単位で決定している。

③ 初任給調整手当

人事院勧告を考慮して、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の改定を行うことが必要である。

[実施時期] 平成 30 年 4 月

(4) その他の事項

① 人材確保・人材育成

ア 公務員倫理の確保

職員一人ひとりにとっては、自らの行動が法令に抵触しないか、公務員としてふさわしい行動であるかなど、勤務時間の内外にかかわらず自らの行動を真摯に見つめ直し、高い倫理観と使命感に基づいた行動をとることが強く求められる。任命権者にとっては、引き続き、あらゆる機会を通じて、服務規律の確保に向けた継続的な取組を行うことにより職員の遵法意識の高揚に努めるとともに、万が一不祥事が発生した場合には、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図りたい。

イ 多様で有為な人材の確保

「求める人材像」をより明確化し、本市で働くことの魅力が的確に伝わるよう、これまでの取組の効果を検証しつつ、あらゆる機会を通じた効果的な情報発信に努める。また、採用試験のあり方の見直しを進め、多様で有為な人材の確保に取り組んでいく。

ウ 人材育成

組織力を向上させ本市の持続的な発展に結びつくよう、職員一人ひとりの意識改革を促す実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身の自発的・主体的な受講を促進していただきたい。

エ 女性職員の登用

今後、更に女性活躍を推進するために、女性役職者の増加に向けた取組を引き続き実施し、意欲と能力のある女性職員を、能力主義・実績主義に基づき、あらゆる分野において積極的に登用していくことが望まれる。

オ 人事評価制度

評価者・被評価者に対して制度の理解を深めるための取組を引き続き実施するとともに、評価結果の活用方法について、国や他の地方公共団体の事例も参考にしながら必要な見直しを行うなど、客観的で公正性、透明性が高く、実効性のある制度とすることが望まれる。

カ 高齢期における職員の雇用問題

高齢層職員がその経験と能力を活かし、やりがいをもって活躍できる勤務環境の整備に努めるとともに、定年の引上げについての国の検討内容を注視しながら本市における課題等について議論を進めていく必要がある。

② 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

意識の啓発を引き続き実施し、各職員が日頃から自発的に業務改善を提案することのできるような職場風土の醸成に努められたい。「働き方改革プラン」の目標を達成するために業務の持ち帰りやサービス残業を行うことは、決してあってはならない。職員の健康確保や適正な人員配置が推進されるためにも、時間外勤務の申請が適正に行われているかなど、労働時間の適正管理が求められる。

イ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントを防止するためには、職員一人ひとりが研修やマニュアル等を通じてハラスメントの内容を正しく理解し、ハラスメントについての意識向上を図る必要がある。職員の更なる意識醸成を図るためにも、意識啓発の取組を今後も継続的に実施していただきたい。

ウ 仕事と生活の両立支援

職員が互いに協力しながら、子育てや介護等のための休暇等を取得しやすい職場環境・組織風土づくりを、職員一丸となって進められたい。また、国や他都市において進められているテレワーク等の柔軟な勤務形態、ICTやAI等の活用についても研究を進められたい。

エ メンタルヘルス対策

職員が積極的にストレスチェックを受検するよう更なる勧奨を実施するとともに、集団分析結果が職場環境の改善につながるよう、所属長に対する研修等に努められたい。

③ 臨時・非常勤職員の任用等

臨時・非常勤職員の実態把握を進め、会計年度任用職員制度開始後における臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化と適正化を図るとともに、地方公務員法に定める職務給の原則に基づき、従事させる職務内容や職責に応じた勤務条件が整えられるよう、着実に準備を進める必要がある。

(5) 民間給与特別調査等

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、賃金構造基本統計調査規則に規定する直近の調査に基づく民間給与調査及び民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査を実施した。

① 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、本市内の民間の給与実態をより広く把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、給与等に関する調査を行った。

② 民間事業所の給与等に関する特別アンケート調査

- ・正社員・正職員30人以上50人未満の市内民間事業所の給与制度等の状況を把握するため、職種別民間給与実態調査の対象企業となっていない294事業所に調査を実施した。
- ・役職ごとの構成割合が公務とは異なり、同程度の役職・年齢の従業員であっても、給与水準にかなりの開きがあった。
- ・本調査に基づき、精緻に分析したり、同種・同等の者同士の給与を比較したりするという観点から公民比較を行うには支障があり、これを直ちに活用することは困難である。
- ・しかしながら、対象規模事業所の給与制度等の状況を広く把握することができた。

第5 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は、次のとおりである。

意見 申出日	条例名	条例の内容	意見
平成30年 8月23日	堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の一部を改正する条例	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、人事評価の結果を給与その他の人事管理の基礎として活用することとなったことを踏まえ、本市においても、管理職員等を対象として人事評価の昇給への活用を試行的に実施するため、次に掲げる条例について所要の改正等を行うとともに、規定の整備を行うもの。 (1) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号） (2) 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号） (3) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）	上記条例案は、適切であると考えます。なお、地方公務員法の一部改正により人事評価の結果を給与その他の人事管理の基礎として活用することとなったことを踏まえ、今後とも職員の精励意欲の向上に資する人事給与制度を構築されることを望みます。
平成30年 11月26日	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(1) 平成30年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当について、改正するもの。 (2) 前号に掲げるもののほか、必要な措置等を定めるもの。	上記条例案は、適切であると考えます。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
平成 31 年 2 月 7 日	<p>① 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>② 堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>③ 堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (ただし、一般職の職員に関する部分)</p> <p>④ 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>① 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)の趣旨を踏まえ、職員の時間外勤務等について必要な措置を講ずることとし、所要の改正を行うもの。</p> <p>② (1) 交通用具に係る通勤手当における片道の通勤距離 15 キロメートル未満の支給額について、国家公務員の通勤手当の支給額を踏まえて見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの。 (2) 通勤のため自転車の使用を常例とする職員(自転車の使用距離等を踏まえ規則で定める職員をいう。)に係る通勤手当について、その支給額を加算することとし、所要の改正を行うもの。</p> <p>③ 風水害その他非常災害により、職員がやむを得ず常例として通勤している経路と異なる経路で旅行した場合における旅費の支給に関する特例措置を設けることとし、所要の改正を行うもの。</p> <p>④ 消防職員に対して支給する特殊勤務手当のうち、隔日勤務等従事手当及び夜間特殊業務手当の趣旨を踏まえた見直しを行い、隔日勤務等従事手当を廃止することとし、所要の改正を行うもの。</p>	<p>① 本条例案は、働き方改革に係る民間労働法制の趣旨を踏まえて改正するものであることから、適当であると考えます。</p> <p>② 交通用具に係る通勤手当支給額を国家公務員の制度を踏まえて見直すことについては、職員の給与決定に係る均衡の原則の観点から適当であると考えます。また、自転車通勤者に対する支給額に加算については、異議ありません。</p> <p>③ 本条例案は、災害時に振替輸送のない計画運休など代替措置がない中で通勤した場合に特例的に費用弁償を行うものであり、異議ありません。</p> <p>④ 本条例案は、適当であると考えます。</p>

第6 公平審査等

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものである。平成30年度の、措置の要求の状況は次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認 (一部)	請求容認 (全部)	計 (b)	
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
計	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0

2 不利益処分に関する審査請求の状況（前年度からの繰越し分（1件）は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものである。平成30年度の状況は、次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申し立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
	前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計	
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

懲戒	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	免職	2	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	3	0	3	0	0	0	2	0	0	2	1	

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	0	0

(注)1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものである。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議である。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、職員からの任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出や相談の処理を行う。

平成30年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・ パワハラ・ いじめ	その他	合計
相談	0	0	0	0	0	1	0	1
処理	0	0	0	0	0	1	0	1

第7 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の平成30年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

団 体 名	変更登録年月日	変 更 内 容
堺市教職員組合	平成30年6月12日	役員名簿の変更
日教組堺教職員組合	平成30年7月3日	〃
堺市職員組合	平成30年9月18日	〃
堺市市民職員組合	平成30年8月17日	〃
堺市税務職員組合	平成30年8月17日	〃
堺市建設合同職員組合	平成30年8月17日	〃
堺市保育所職員組合	平成30年9月18日	〃
堺市福祉衛生職員組合	平成30年8月17日	〃
自治労堺市職員労働組合	平成31年3月8日	〃
堺・教育自主労働組合	平成30年5月30日	解散

第8 労働基準監督機関としての職権行使等

労働者の労働条件を保護するため、労働基準法及び労働安全衛生法において、労働基準監督機関が職権を行使することとされ、通常、都道府県労働局等がこれにあたっている。

一方、地方公共団体の職員に関しては、地方公務員法による特例が適用され、労働基準法別表第一第11号及び第12号に掲げる事業、並びに同表の各号に該当しない事業に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が労働基準監督機関としての職権を行使することとされ、本委員会では委員長の職にある委員にこの権限を委任している。

1 労働基準法の号別区分

本委員会では、本市の事業又は事務所が労働基準法別表第一各号のいずれに該当するかを、大阪労働局と協議して決定している。この決定に基づく区分は、以下のとおりである。

(平成30年4月1日現在)

所管	号別	部 局	事 業 又 は 事 務 所 の 名 称
大阪労働局・労働基準監督署	一号	教育委員会	学校附設給食調理場
		上下水道局	上下水道局本庁、水運用管理課、三宝水再生センター、下水道サービスセンター
	五号	産業振興局	港湾事務所
	八号	産業振興局	青果地方卸売市場
		建設局	泉ヶ丘公園事務所分室（霊園・霊堂）
	十三号	総務局	職員健康管理室
		健康福祉局	健康医療推進課、精神保健課、こころの健康センター、保健医療課、感染症対策課、食品衛生課、動物指導センター、環境薬務課、生活衛生センター、衛生研究所
		子ども青少年局	子ども相談所一時保護所
		区役所	保健センター(8)
	十五号	環境局	クリーンセンター（管理課、東工場、浄化ステーション、環境事業所）
健康福祉局		斎場	
人事委員会の委任を受けた委員	十二号	市民人権局	公民館（6）
		文化観光局	堺市博物館、みはら歴史博物館
		子ども青少年局	こども園(18)
	教育委員会	教育センター、美原こども館、中央図書館総務課、図書館(6)、幼稚園(10)、小学校(92)、中学校（夜間学級を含む）(44)、高等学校(2)、支援学校(3)	
	別表第一	市長事務部局 教育委員会、行政委員会、議会事務局	本庁（堺区を含む、号別を別途指定しているものを除く。）
市長公室		東京事務所	

(単 純 労 務 職 員 を 除 く。) 各 号 に 該 当 し な い も の	総務局	総務サービス課
	財政局	市税事務所
	市民人権局	消費生活センター、男女共同参画センター
	健康福祉局	障害者更生相談所
	子ども青少年局	子ども相談所(一時保護所を除く。)
	建設局	地域整備事務所(3)、公園事務所(4)、自転車対策事務所
	区役所	区役所(堺区及び号別を別途指定しているものを除く。)(6)、市民センター(2)
	消防局	消防本部、救急ワークステーション、消防署(9)、出張所(8)

※ 人事委員会の委任を受けた委員が所管する事業又は事務所の単純労務職員については、大阪労働局・労働基準監督署が職権を行使する。

※ 表中の()内の数字は、該当する事業又は事務所の数

※ この表に記載がない事業又は事務所は、本市の機構上の上位組織等に含まれる。

2 職権行使状況

平成 30 年度に、本委員会が労働基準監督機関として職権を行使した事項は、以下のとおりである。

事 項	件 数	関係法令
安全衛生管理者等選任報告の受理	20	労働安全衛生法第 12 条 労働安全衛生法施行令第 4 条 労働安全衛生規則第 7 条 等
特定機械等の各種報告の受理	4	労働安全衛生法第 41 条 ゴンドラ安全規則第 27 条 労働安全衛生規則第 86 条
断続的な宿直又は日直勤務許可	2	労働基準法第 41 条 労働基準法施行規則第 23 条
解雇予告除外認定	1	労働基準法第 19、20 条 労働基準法施行規則第 7 条
労働者死傷病報告の受理	14	労働安全衛生法第 100 条 労働安全衛生規則第 97 条
時間外労働・休日労働に関する 協定届の受理	175	労働基準法第 36 条 労働基準法施行規則第 16、17、 18 条

第9 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

平成30年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則等は、次のとおりである。

番 号	公 布 年 月 日 施 行 年 月 日	名 称	制定改廃
平成30年第4号	平成30年4月18日 平成30年4月18日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
平成30年第5号	平成30年4月27日 平成30年4月27日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
平成31年第1号	平成31年3月26日 平成31年4月1日	堺市職員の時間外勤務に関する規則	制定